

**「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」作成業務委託
プロポーザル実施要項**

1. 企画提案の目的

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として来県する国内外の観戦客に対し、会場周辺などで観戦前後に巡ることができるプチ埼玉観光コースや観光スポットを紹介するパンフレットを作成する。そのため、埼玉観光の魅力を効果的にアピールすることができる日本語版及び英語版の観光パンフレットの作成業務を行う者を選定する。

2. 募集概要

(1) 業務名

「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」作成業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 契約期間

契約の日から令和2年9月10日(木)まで

(3) 業務内容

別紙『「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」作成業務委託仕様書』
(以下「委託仕様書」という。)及び「印刷仕様書」のとおり。

(4) 委託料

- ア 日本語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
2,000,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。
- イ 英語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
3,500,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。

(5) 契約方法

委託者は言語ごとに下記のとおりとし、それぞれと契約をするものとする。

- ア 日本語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
一般社団法人埼玉県物産観光協会
- イ 英語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
埼玉県

3. 参加資格・条件

次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年間に国、日本政府観光局(JNTO)、地方公共団体、観光協会、DMO、民間企業等との外国語観光パンフレット作成契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 次のアからオまでのすべてに該当すること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
次のアからオまでのすべてに該当すること。

4. 応募方法

(1) 各種書類の提出方法

持参又は郵送とする。

<提出先>

一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO 推進課

(住所) 〒330-8669

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 5 階

(電話) 048-647-0500

(2) 企画提案参加意向届の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ別紙 1 「企画提案競技参加意向届」を提出すること。

【提出期限】 令和 2 年 3 月 19 日（木）15 時まで

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和 2 年 3 月 25 日（水）12 時必着

イ 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）※用紙のサンプルのみ 1 部提出

ウ 提出書類一覧

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 会社概要（設立趣旨、事業内容・実績）② 企画提案書③ 見積書（日本語版、英語版を言語別に提出）④ 過去の外国語観光パンフレット作成実績一覧⑤ 使用する用紙のサンプル（1 部のみ）⑥ 誓約書（別紙 3） |
|---|

(4) 企画提案書作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書の様式は任意とするが、サイズはA4版・両面で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を掲載すること。

(ア) 表題(「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」作成業務委託
事業企画提案書)

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者氏名、電話番号、E-mailアドレス

ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の記載事項は以下のとおりとする。なお、A4版30ページ以内で作成するものとする。

(ア) 提案するパンフレットのサイズ、ページ数

(イ) 委託仕様書に基づいたパンフレットの企画案

a 表紙

b 観光モデルコース、6コースのうち1コース以上のページ企画案
(見開き1ページ分)

c デザイン案、テキスト、代表的なスポット等の提案

(ウ) 日本語版、英語版向けパンフレット作成における、それぞれの提案の特徴

(エ) パンフレット作成に当たって実績等アピールする点

(オ) 業務実施スケジュール

(カ) 業務実施体制

(キ) その他、必要と思われる事項

オ その他

(ア) 企画提案は、1提案者につき、1提案に限るものとする。(複数提案は不可)

(イ) 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

(ウ) 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者が負担する。

(5) 見積書について

ア 代表者印を押印すること。

イ 必要な経費の内訳を記載すること。

ウ 2(4)「委託料」にあわせて見積書を言語ごとに作成し、提出すること。なお、見積書の宛先は下記のとおりとする。

(ア) 日本語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
一般社団法人埼玉県物産観光協会会長 松本 邦義

(イ) 英語版「埼玉県観光モデルコース紹介パンフレット」
埼玉県知事 大野 元裕

(6) 過去の外国語観光パンフレット作成実績等一覧

3(1)を証明するために作成実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類(契約書、完了検査結果通知等の写し)を併せて提出すること。

5. 事業者の選考方法

当該実施要項に基づき提出された企画提案資料については、内容の審査をおこない、デザインや企画能力、見積価格等を総合的に審査して評価が最も高かった提案者を契約先候補者に選定する。なお、プレゼンテーションは行わない。

審査結果については、文書で令和2年3月30日（月）までに個別に通知する。

なお、選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する個別の問い合わせには応じない。

6. 質問について

質問がある場合は、令和2年3月13日（金）15時までに別紙2「質問書」に記入の上、メール（saitamadmo@sainokuni-kanko.jp）で送付すること。質問があった事項については、企画提案参加意向届を提出した全ての事業者に対し、3月17日（火）にメールで連絡する。

7. 契約の締結

審査により評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。

選定後、委託者は契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は改めて見積書を徴収し見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

8. 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第70条及び、埼玉県財務規則第81条第1項第2号により、契約金額の100分の1以上とする。ただし、同条第2項の各号に該当する場合には免除とする。

9. その他の留意点

(1) 提出期限の順守

提出期限に遅れた場合は失格とする。

(2) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込は無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 「4（3）企画提案書等の提出」に定める書類（会社概要、企画提案書、見積書等）がないもの。

カ 企画提案競技参加希望書に代表者の記名・押印のないもの。

キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ク 見積金額を訂正したもの。

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

(3) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和2年度の歳出歳入予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県物産観光協会及び埼玉県に請求することはできない。

(4) その他

提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会
DMO推進課(担当:森井、藤田)
電話:048-647-0500
E-mail:saitamadmo@sainokuni-kanko.jp